

本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、自主除染費用、精神的損害、生活費増加費用及び避難費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	金額	期間
1 自主除染費用 (ただし、復元費用は含まない。)	65万4478円	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日
2 精神的損害 (放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛の損害)	8万円	
3 生活費増加費用 ・ 避難費用	15万6460円	
合計	89万0938円	

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目（同項の期間に限る。）についての和解金として金89万0938円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保

有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月17日

(仲介委員長 吉田和夫、仲介委員 竹之下義弘、同 増澤博和)